地域コミュニティ拠点施設だより⑤

市では、市民のみなさんに地域コミュニティ拠点施設についてお伝えしていますが、今回は施設整備の進め方について紹介します。

施設整備の進め方

施設の開館に向けた基本的な流れを左図のように想定しています。

基本計画と概要版は各公民館や市役所にて閲覧可能です。市ホームページにも掲載していますのでご覧下さい。

なお、第1館目として、東部エリアの拠点施設を旧藤田中学校跡地に建設するにあたり、市民のみなさんのご意見を基本設計に反映させるため、8月よりワークショップを開催しています。ワークショップにおける資料や出されたご意見については、市ホームページに掲載していますので、（仮称）東部エリア地域コミュニティ拠点施設に対する市民のみなさんのご意見をお寄せ下さい。

問合先　コミュニティ推進課（☎6992・1520、FAX6991・5930、Eメール Mori_cosui@city-moriguchi-osaka.jp）

〈地域コミュニティ拠点施設開館までの流れの想定図〉

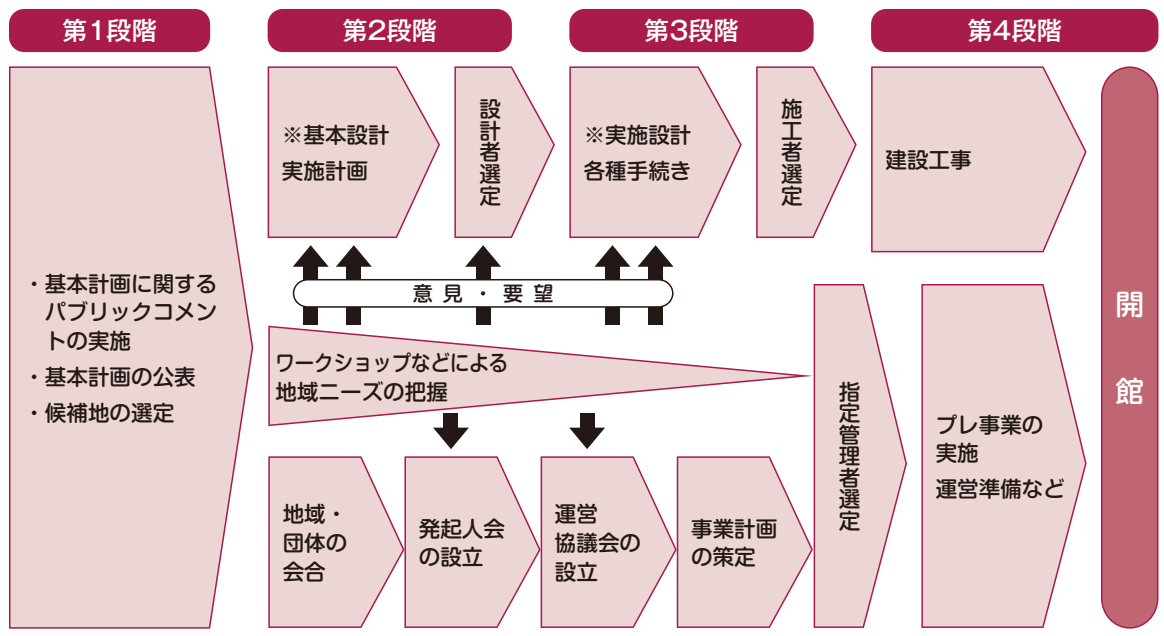

※基本設計：設計を進めるにあたってさまざまな与条件の整理を行い、建築主や施設利用者の要望などを求めながら、計画建物の平面プランや外観、構造や設備の仕様と概要について設計案を作成する過程です。

※実施設計：基本設計で示された計画内容と仕様を基にして、実際に工事を行うための設計図面を作成する過程です。平面図、立面図、断面図、各詳細図といった意匠図、構造図、設備図（電気、機械）、外構図などの図面を作成します。

協働市民講座

市では、平成25年度に「守口市市民協働指針」を策定し、現在「守口市市民協働推進会議」で市民協働の具体的な進め方について議論しています。

今回、市民のみなさんの協働についての理解を深めることを目的に、近隣自治体における協働事例の紹介という形で、協働の市民講座を実施します。

とき　10月29日(水)
ところ　守口文化センター3F研修室
プログラム
○第一部（協働事例発表）
(1)「寝屋川高齢者サポートセンターの取組み（仮題）」
とき　午後1時
講師　NPO法人寝屋川あいの会理事長・三和清明氏
(2)「ひらかた防災学校の取組み（仮題）」
とき　午後1時50分
講師　NPO法人ひらかた市民活動支援センター職員
○第二部（交流の部）
(1)NPOを中心とする参加団体から自分の団体の活動内容・今後の事業方針やそれに伴う悩みなどについて、自由にプレゼンテーション
とき　午後3時10分
(2)参加者同士によるフリートーキング
とき　午後4時

参加方法や日時、会場、内容について変更があった場合は随時市ホームページにてお知らせします。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、問合せ下さい。

問合先　コミュニティ推進課（☎6992・1520）

守口市市民協働通信③

市では、市民のみなさんに守口市市民協働指針の内容についてお伝えしていますが、今回は協働のルールについて紹介します。

「協働」の主体となるためには、市民と市行政の間で一定のルールづくりが必要となります。

左表に協働のルールをまとめています。これから市民協働を進めていくうえでのポイントとなりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

協働のルール		内　容
1	市民と市行政の対等性	どのような協働の取り組みにおいても、対等な立場であることを念頭におく。
2	情報公開・情報共有	取り組みや活動、考え方などを公開し、共有できるようにする。
3	相互理解	お互いの違いを認識し、その上で前向きに進むことができるように考える。
4	自主性・自立性尊重	お互いの自主性を尊重する。主体性を欠いた依存関係にならないように、自立性を確保する。
5	目的の明確化と共有	取り組みの際には、お互いが話し合って目的を明確にする。
6	役割分担	お互いの特徴を理解した上で、各々ができることを役割分担する。
7	相互啓発	お互いの取り組みを通じて、各々の良さを認識し、気づきあうことで、相互啓発を図る。
8	評価・検証	協働で行なった活動の成果や課題について評価し、ルールに基づいているかどうか検証を行なうことで、次の取り組みにつなげていく。

消費生活センターだより

「保険金が使える」という、住宅修理サービスの勧誘にはご注意！

相談事例

訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され、「火災保険の保険金で屋根の修繕ができる」と勧められた。「保険金を使えば、自己負担は一切ない」という説明だった。屋根を点検され、50万円の見積書を渡された。

また、保険会社に保険を請求して下りた金額で工事をするという契約をした。

火災保険の保険金が8万円が下りることになったが、よく考えると50万円の見積もりを出しておきながら、8万円で工事ができるのはおかしいと思う。解約したい。

解説

「保険金が使える」と言って勧誘される住宅修理サービスの相談が全国的に増加しています。訪問販売や電話による勧誘のほか、チラシやパンフレットなどをみて消費者自身が直接申し込むケースもみられます。

業者は「無料で修理する」「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」など「無料」を強調して勧誘していますが、中には「請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になった」「高額な解約料を請求された」といったトラブルも生じています。

火災保険や住まいの保険などでは、火災だけでなく、台風や暴風などの自然災害による住宅の損害についても補償の対象となる場合がありますが、経年劣化による修理代は補償の対象にはなりません。契約前に、自分の火災保険の契約内容を確認しましょう。

保険会社に保険金の請求をする際は、必ず消費者自身が事実に基づいて請求しましょう。

また、保険を利用するかどうかに係わらず、住宅の修理をする場合は、必ず複数の業者から見積りを取り、工事内容や契約内容を慎重に検討しましょう。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいるダイヤル」（☎0570・016・100）では、契約前の見積書をファクスや郵送で送れば、その内容についてチェックをし、見積項目の形式や見積金額の妥当性などについてアドバイスを受けることができます。

契約をせかす業者、見積書を渡すことを拒む業者、工事内容があいまいなまま工事代金の前払いを求める業者、着工をせかす業者には注意が必要です。

訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービスを契約した場合は、特定商取引法に定められた書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。

少しでも不安を感じた場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

お問い合わせは…
相談専用電話　☎6998-3600
〔相談時間　9：30～16：30〕
土・日曜、祝日の相談窓口
消費者ホットライン　☎0570-064-370
〔相談時間　10：00～16：00〕

添加物のない手作りみそ講習会

市消費生活リーダークラブは、国内産の大豆を使用し、保存料や着色料などの食品添加物を使わない「手作りみそ」講習会を開催します。

とき・ところ
11月7日(金)南部公民館
11日(火)東部公民館
14日(金)北部公民館
19日(水)庭窪公民館
20日(木)三郷公民館
いずれも午前10時から

材料費
○3千700円（でき上がり約7kg）
○1千900円（出来上がり約3.5kg）

申込先　10月16日(木)午前11時～午後1時に材料費を添えて各公民館

問合先　消費生活リーダークラブ（☎6992・1336）

飯盛霊園だより

～平成26年度墓所使用者募集～

墓所の使用者を次のとおり募集します。

資格　守口、門真、大東、四條畷市民
募集区画数　146区画
墓所永代使用料　77万7千600円～
※市内居住2年未満の人は5割増
受付期間　10月1(水)～16日(木)

申込方法　所定用紙（コミュニティ推進課、市民・大日サービスコーナー、同組合で配布）に必要事項を記入し、郵送で飯盛霊園組合（〒575-0012四條畷市下田原448）

詳しくは「申込のご案内」をご覧下さい。

問合先　飯盛霊園組合（☎0743・78・1195）